

平成27年度 市国民健康保険 特別会計予算

問い合わせ先
国保医療課国民健康保険係
☎(36) 1363

安定した国保事業運営を

国民健康保険は、病気やけがのときに安心して医療が受けられるよう、被保険者が保険税を出し合い、必要な医療費に充てて相互に助け合う制度です。

その国民健康保険特別会計(国保会計)は、厳しい財政状況となつていますが、主要因は、急速な高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増加、経済の低迷での所得の減少や、低所得者の加入割合が高いことなどによる国民健康保険税(国保税)の減収です。

市は、平成23年度以降、

国保税の改定について

今後も安定した国民健康保険事業運営を維持していくため、平成27年度市国保会計予算で不足すると見込まれる保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を以下の方法で確保します。

●保険給付費 不足額の約2分の1を国保税率(額)の改定で確保

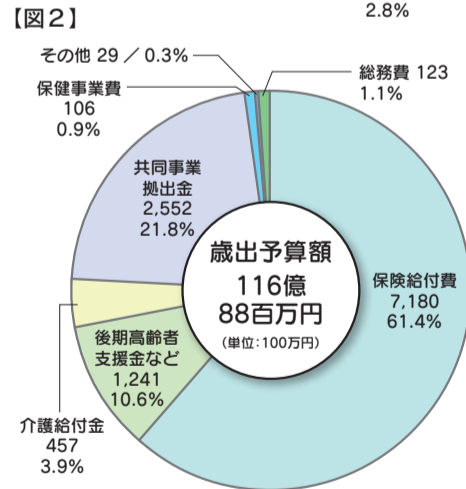
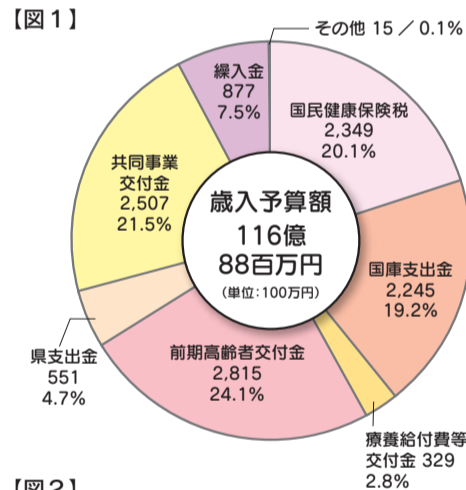
●後期高齢者支援金分、介護納付金分 不足額全額を国保税率(額)の改定で確保

●国が示す基準により、算定され納付する仕組みのため

歳入・歳出の主な増加要因

歳入の主な増加要因は、前年度と比べ、国民健康保険税が2億787万円、9・7%増えたこと、共同事業交付金が13億7417万円、121・3%増えたことなどです。国民健康保険税の歳入に占める割合は約20%で、大半は国、県などの支出金で賄われています(図1参照)。

歳出の主な増加要因は、前年度と比べ、保険給付費が1億5898万円、2・3%増えたこと、共同事業



みなさんが安心して医療が受けられるように

誰もが安心して医療が受けられるように、引き続き医療費適正化の取り組みにまい進していきます。みなさんの理解と協力をよろしくお願いいたします。

忘れずに申請を！ 介護保険負担限度額認定

介護保険の要介護認定を受けている人で、専門的・医学的な介護や看護が必要な人は、施設サービス(特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設への入所)や短期入所サービス(ショートステイ)が利用できます。

利用時には、①介護サービス費用の自己負担分②食費③居住費(滞在費)④理美容などの日常生活費が必要になります。この内、②食費と③居住費については、国が基準費用額を定めていますが、一定の要件を満たした人は、段階に応じて軽減を受けることができます。利用者の負担の上限額(以下、負担限度額)は、利用者の状況に応じた額となります(下表参照)。

現在、負担限度額認定を受けている人の有効期限は7月31日(金)です。負担限度額認定を受けている人には、6月上旬に更新の手続きを個別にお知らせしています。要件に該当する人は、6月から更新の手続きができますので、早めに申請をしてください。

なお、介護保険制度の改正に伴い、平成27年度分(平成27年8月1日以降の認定分)から、負担限度額認定の要件が追加されますので、該当するかどうかを再度確認してください。

また、新規で申請する場合、減額の対象となるのは申請した月の初日からです。要件に該当し認定証が届いたら、施設利用時に提示してください。

【食費・居住費の負担限度額と認定要件】

利用者負担段階	負担限度額(月額)					認定要件
	食費	居住費				
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	300円	820円	490円	490円(320円)	0円	▽世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金を受けている人 ▽生活保護を受けている人
第2段階	390円	820円	490円	490円(420円)	370円	▽本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間に80万円以下の人
第3段階	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	▽本人と世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人
基準費用額	1,380円	1,970円	1,640円	1,640円(1,150円)	370円(840円)(*1)	

左記の要件の他に、別世帯の配偶者も市町村住民税非課税であり、預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であることが追加されます

* () 内の金額は、特別養護老人ホームに入所した場合か、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合の額です
(*1) 特別養護老人ホーム(多床室)に入所した場合か短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合について、平成27年8月からは840円となります

- 申請時の必要書類
▽負担限度額認定申請書 ▽預貯金などの照会に係る同意書
▽本人と配偶者の預貯金通帳などの写し(預貯金、有価証券、投資信託その他これらに類する資産)
- *申請内容に不正があった場合は加算金が課せられます
- 問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

水道・下水道の新設・改造・修繕のご用命は... 宗像管工事協同組合

年中無休
24時間
対応

迅速・親切・丁寧
☎37-0435

宗像市東郷1083番地の3

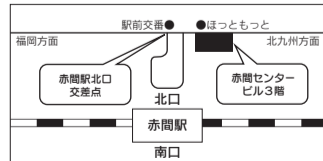
組合加入工事店			
小田設備(株)	☎36-3373	(有)ミノル設備工業	☎32-3596
協和管工(株)	☎33-6633	大和設備	☎39-7681
(有)田中設備工業	☎33-6600	(有)力丸住宅設備店	☎36-5308

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9~17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、生活保護、成年後見、遺言、債務整理、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号
赤間センタービル3階(JR赤間駅北口)
所属弁護士 小出真実・東浦大樹(福岡県弁護士会所属)



7月は土曜相談を実施します。平日にお時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。
土曜相談日: 7月11日(土)、7月18日(土)、いずれも10~13時(要予約)